

令和2年3月31日

[要綱第9号]

石川町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活の経済的負担の軽減を図り、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して石川町結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、石川町補助金等の交付等に関する規則(昭和49年規則第13号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に住居を新たに賃借する際に要した費用で、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った物件の賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料の費用を合計した額(勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては、当該住宅手当分を控除した額)をいう。
- (3) 引越費用 婚姻を機に新たな住宅へ移転するために要した費用で、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用をいう。ただし引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 世帯の所得(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額)が500万円未満である世帯。(貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。)
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- (3) 対象となる住居が本町にある世帯
- (4) 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票が対象となる住居にある世帯
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯。ただし、石川町移住定住促進家賃補助金交付要綱(令和2年要綱第8号)に規定する補助金を除く。

- (6) 町税等を滞納していない世帯
- (7) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがある者がいない世帯
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する世帯は補助金の交付を受けることができる。
 - (1) 前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、前年度の補助上限額に交付を受けた補助金が達しなかったこと又は前年度に第6条に規定する資格認定を受けたこと。
 - (2) 前項第3号から第5号のいずれにも該当すること。

(補助金の額等)

- 第4条 前条第1項に規定する世帯の補助金の額は、住居費及び引越費用を合計した額とし、1世帯当たり30万円を限度とする。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は60万円を限度とする。
- 2 前条第2項に規定する世帯の補助金の額は、住居費及び引越費用を合計した額とし、前年度の補助上限額から前年度に当該夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。
 - 3 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - 4 補助の対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
 - 5 前項の規定にかかわらず、前条に規定する世帯に該当しなくなった場合における補助の対象となる期間は、当該該当しなくなった事由が発生した日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、石川町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、令和7年3月31日までに町長に提出しなければならない。ただし、前年度に補助金の交付を受けた者及び前年度に資格認定を受けた者は前年度に提出した書類により必要事項が確認できると町長が認める書類は、添付を省略することができる。
- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本(全部事項証明)
 - (2) 所得証明書
 - (3) 納税証明書
 - (4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(返還をしている場合)
 - (5) 物件の賃貸借契約書の写し
 - (6) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
 - (7) 領収書の写し
 - (8) 世帯全員の住民票
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、審査の上これを適当と認めるときは、石川町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(次年度に引き続き補助金の交付を受ける者の資格認定)

第6条 次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者であって、第5条第1項に規定する申請期限内に前条に規定する交付申請を行うことが困難なものは、石川町結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本(全部事項証明)

(2) 所得証明書

(3) 納税証明書

(4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(返還をしている場合)

2 町長は前項の規定による認定申請書の提出があった場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、石川町結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 第5条第2項の規定により補助の決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、その申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに石川町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書(様式第6号)に、同条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、審査の上これを適当と認めるときは、石川町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助対象者は、補助金の請求をしようとするときは、石川町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に補助金の交付がされているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定に内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

(報告等)

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認め

たときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第11号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年要綱第14号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年要綱第8号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。